○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町羽尻字寺谷一四二の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町羽尻字喜十郎谷一八二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町暮坂字ウシワ六、六の三、六の五、六の七、六の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町福見字家奥八〇、字シムラ八二の一、八四、出石町荒木字渕ケ谷八八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年二月四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
25008	イミベンコナゾール乳剤	マネージ乳剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
25009	クロラントラニリプロール・インピルフルキサム粒剤	フェルテラモンガレス箱粒剤	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
25010	ベンタゾン液剤	バサグラン・スカイ液剤	東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ディマトスゼイダムハシビ

○経済産業省告示第二十二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年三月十二日から施行する。

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	埼玉県　八潮市	令和七年一月二十九日から令和八年六月十一日まで

○国土交通省告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年大磯町告示第十二号大磯都市計画公園事業八・四・一号明治記念大磯邸園

三　事業施行期間　自平成三十一年二月十三日至令和十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○国土交通省告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第二百四十八号長岡都市計画公園事業九・七・一号国営越後丘陵公園

三　事業施行期間　自平成三年二月二十日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三年建設省告示第二百四十八号、平成八年建設省告示第四百四十二号、平成十三年国土交通省告示第四百三十五号、平成十五年国土交通省告示第三百二十九号、平成二十年国土交通省告示第三百八十五号、平成二十五年国土交通省告示第二百九十八号、平成三十年国土交通省告示第九百七十六号の事業地のうち新潟県長岡市親沢町を削る。

使用の部分　なし